

令和 6 年 9 月 3 日

令和 6 年第 3 回奥多摩町議会定例会会議録

令和 6 年 9 月 3 日 開会

令和 6 年 9 月 13 日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

令和6年第3回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和6年9月3日午前10時00分、第3回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	榎戸 雄一君	第2番	伊藤 英人君	第3番	森田 紀子君
第4番	相田恵美子君	第5番	大澤由香里君	第7番	小峰 陽一君
第8番	宮野 亨君	第9番	高橋 邦男君	第10番	原島 幸次君

3 欠席議員は次のとおりである。

第6番 澤本 幹男君

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 新島 和貴君 議会係長 小峰 典子君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	師岡 伸公君	副 町 長	井上 永一君
教 育 長	野崎喜久美君	企画財政課長	杉山 直也君
若者定住推進課長	坂本 秀一君	総 務 課 長	山宮 忠仁君
住 民 課 長	岡部 優一君	福祉保健課長	須崎 洋司君
観光産業課長	大串 清文君	自然公園施設担当課長	神山 正明君
環境整備課長	坂村 孝成君	環境担当主幹	原島 保 君
会計管理者	岡野 敏行君	教 育 課 長	清水 俊雄君
病院事務長	岡部 勝 君		

令和6年第3回奥多摩町議会定例会議事日程〔第1号〕

令和6年9月3日（火）

午前10時00分 開会・開議

会 期 令和6年9月3日～9月13日（11日間）

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	—	議長定例町議会開会・開議宣告	—
2	—	10番 原 島 幸 次 議員 会議録署名議員の指名 1番 榎 戸 雄 一 議員	
3	—	会期の決定について	決定
4	—	議会関係諸報告	—
5	—	町長あいさつ	—
6	議案第49号	奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例	原案可決
7	議案第50号	奥多摩町国民健康保険条例の一部を改正する条例	原案可決
8	認定第1号	令和5年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定について	決 算 特 別 委員会付託
9	認定第2号	令和5年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決 算 特 別 委員会付託
10	認定第3号	令和5年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決 算 特 別 委員会付託
11	認定第4号	令和5年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	決 算 特 別 委員会付託
12	認定第5号	令和5年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	決 算 特 別 委員会付託
13	認定第6号	令和5年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	決 算 特 別 委員会付託
14	認定第7号	令和5年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別 委員会付託
15	認定第8号	令和5年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定について	決算特別 委員会付託
16	報告第2号	令和5年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告について	—

日程	議案番号	議 案 名	結 果
17	報告第 3 号	令和 5 年度決算における奥多摩町資金不足比率の報告について	—
18	報告第 4 号	奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価（令和 5 年度分）の報告について	—
19	議案第 51 号	奥多摩町教育委員会委員の任命の同意を求めることについて	原案同意

（午後 1 時 28 分 散会）

午前 10 時 00 分開会・開議

○議長（小峰 陽一君） これより令和 6 年第 3 回奥多摩町議会定例会を開会します。

申し上げます。本日、6 番 澤本議員におかれましては、ご尊父様がお亡くなりになられたため欠席届が提出されておりますので、ご承知おきください。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第 2 会議録署名議員の指名を議題とします。

本件については、会議規則第 122 条の規定により議長において指名します。

本定例会の会議録署名議員に、

10 番 原島幸次議員、

1 番 榎戸雄一議員、

を指名します。

次に、日程第 3 会期の決定についてを議題とします。

本件につきましては、去る 8 月 29 日、議会運営委員会が開かれ、本定例会の運営について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、宮野亨議員よりご報告をお願いします。宮野亨議員。

〔議会運営委員長 宮野 亨君 登壇〕

○議会運営委員長（宮野 亨君） 議会運営委員会の報告をいたします。

令和 6 年第 3 回奥多摩町議会定例会の運営について、去る 8 月 29 日、議会運営委員会を開催しましたので、その協議結果を報告します。

はじめに、本定例会の会期であります、本日から 9 月 13 日までの 11 日間とすることに決定しました。

次に、会期中の諸日程であります、配布してあります会議予定表をご覧ください。

まず、上程された議案等は、全 25 件であります。本日及び明日 9 月 4 日の 2 日間で審議を行います。

次に、本定例会に対しての請願書及び陳情書の受付は、陳情が 2 件と報告されましたので、9 月 4 日の本会議第 2 日目終了後、総務文教常任委員会及び経済厚生常任委員会を開催し、審査をお願いします。

なお、この審査が行われた陳情の採決は、本会議第 3 日目の 9 月 6 日に行います。

次に、一般質問であります、本会議 3 日目の 6 日に行います。通告者は 9 名で、通告順に行いますが、簡潔な質問、応答をされるようにご協力をお願いいたします。

次に、9 月 10 日及び 11 日の 2 日間で、議長と議会選出監査委員を除く委員 8 名で構成

する決算特別委員会を開会し、令和５年度の各会計の決算に関する審査を行い、２日目の１１日に採決を行います。

次に、９月１３日の本会議４日目は、本定例会の最終日であり、決算特別委員会に付託し審査が行われた令和５年度全８会計の決算についての委員長報告及び採決を行います。

次に、議案等の取扱いについて申し上げます。配布してあります提出案件及び上程別・採決別一覧表をご覧ください。

議案第４９号から議案第５０号までにつきましては、それぞれ単独上程の上、採決は即決と決定しております。

次に、認定第１号から認定第８号までの８会計の決算認定議案については一括で上程され、会計管理者からの説明終了後、報告第２号及び報告第３号の令和５年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について一括で報告があります。

次に、松永代表監査委員より決算並びに健全化判断比率等の審査報告を行っていただきます。

代表監査委員の審査報告終了後、認定第１号から認定第８号までについては、決算特別委員会に審査を付託することに決定しております。

なお、暫時休憩を取り、正副委員長の互選も行われる予定となっております。

次に、報告第４号として、奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価についての報告があります。

次に、議案第５１号の奥多摩町教育委員会委員の任命の同意を求めることについてにつきましては、単独上程の即決とし、採決の方法につきましては、無記名投票と決定しております。

本日の審議は、この議案をもって終了し、補正予算については、本会議２日目の９月４日に再開し、審議することに決定しております。

本会議２日目は、議案第５２号から議案第５９号までの令和６年度一般会計をはじめとする特別会計及び企業会計補正予算の８議案について一括上程とし、採決については、それぞれ即決と決定しております。

はじめに副町長から総括説明をいただいた後、各課長より所管の説明を求めます。説明終了後、質疑と採決を行うことと決定しております。

次の議案第６０号から議案第６２号までの契約案件につきましては、単独上程の上、採決につきましては、それぞれ即決と決定しております。

以上が本定例会の会期と議案等の取扱いを含めた議会運営委員会からの協議結果であり

ます。本定例会の運営が効率的かつ円滑に進行しますよう議員各位のご協力をお願い申し上げます。議会運営委員会委員長の報告といたします。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月13日までの11日間とし、議案の上程別及び採決別についても併せて委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月13日までの11日間とすることに決定しました。

なお、本定例会の会議日程につきましては、配布してあります会議予定表のとおり進めたいと思いますので、ご協力のほどよろしく申し上げます。

また、本日の日程は、配布のとおりであります。

次に、日程第4 議会関係諸報告であります。議会関係の諸報告及び監査委員の例月出納検査報告については配布のとおりであります。

次に、本定例会の開会に当たり町長より挨拶があります。師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 本日、令和6年第3回奥多摩町議会定例会を招集させていただきました。開会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

はじめに、松永代表監査委員、高橋議会選出監査委員におかれましては、7月から8月にかけて連日の猛暑の中、長期間にわたり、令和5年度の奥多摩町一般会計をはじめ、特別会計及び企業会計決算に係る事情聴取、課別審査並びに財政健全化法関係審査に当たっていただきましたことに改めて深く感謝を申し上げる次第であります。

次に、先月29日、鹿児島県に上陸し、北上した台風10号の影響により、九州や四国で長時間の大雨となったほか、台風本体から離れた関東や東海でも記録的な大雨となり、浸水被害や土砂災害、更には強風によるけが人や長期間にわたる交通機関への影響など、各地で甚大な被害をもたらしました。被災された方々には心よりお見舞いを申し上げます。

町におきましても先月29日午後8時45分に気象庁から大雨警報が発表され、この影響により一昨日9月1日に予定をしていました第47回奥多摩町総合防災訓練は中止といたしました。

今回の長期間にわたる大雨により町内でも地中に多くの水分が含まれ、土砂災害が起こりやすくなっていること、また、今後も台風シーズンが続きますので、町民皆様の安全・

安心を確保するため、関係機関と連携し、備えを万全にしていまいります。

また、先月 8 日に宮城県日向灘を震源とする地震が発生し、宮崎県日南市で震度 6 弱を観測いたしました。被災された方には心よりお見舞いを申し上げます。

この地震を受けて気象庁は、南海トラフ地震の想定震源域で新たな大規模地震が発生する可能性が平常時に比べ相対的に高まっているとして、南海トラフ地震臨時情報の巨大地震注意を発表し、国は、地震への備えを改めて確認してほしいと呼びかけていましたが、地震の発生から 1 週間となった先月 15 日に呼びかけの期間が終了いたしました。

いずれにいたしましても、いつ起こるか分からない自然災害への対策は、日頃からの備えが極めて重要であります。町民皆様には避難場所や避難経路の確認、また、家具などの固定や家庭での備蓄の確認など、日頃からの自然災害への備えを継続していただきますようお願い申し上げます。

次に、第 6 期長期総合計画の策定に向けた取組では、7 月に多摩大学総合研究所の指導及び協力の下、若手職員 10 名によるワーキンググループが作成した素案を基に住民をはじめ、関係人口皆様など、地域と多様に関わりのある方を対象とした住民ワークショップ第 2 弾を開催し、今回も多く参加者により活発な意見が交わされておりました。

今後は、住民ワークショップや長期総合計画審議会でもいただいたご意見を踏まえ、素案の肉づけや修正作業を進め、パブリックコメントを実施する予定であります。

次に、庁舎建設整備事業では、5 月に基本設計業務が完了し、6 月から 7 月にかけて実施いたしましたイメージパースや模型などの展示会を経て、現在、実施設計作業を進めております。今後、並行して基本計画の建設方針に基づき、町の木材を含めた多摩産材の調達へ向けた準備を進め、可能な限り多摩産材等の木材を活用し、新庁舎がみんなにとってのシンボルとなり、また、皆様が利用しやすく、将来に繋げる建物となるよう努めてまいります。

いずれにいたしましても実施設計作業を進める中で、引き続き関係機関と協議・調整を行いながら、令和 7 年度の着工を目指してまいりますので、ご理解並びにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、今定例会に提案します議案等につきましてご説明申し上げます。

議案第 49 号 奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の改正に伴い、公益信託に係る信託事務に関連する寄附金を住民税における寄附金税額控除の対象とする等の措置について規定を整備するものであります。

議案第 50 号 奥多摩町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、行政手

続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、令和 6 年 12 月 2 日から国民健康保険被保険者証が廃止されることに伴い、国民健康保険の資格等に関する届出について規定を整備するものです。

次に、認定第 1 号から認定第 8 号までにつきましては、令和 5 年度奥多摩町一般会計をはじめ、特別会計及び企業会計の計 8 会計の歳入歳出決算の認定をいただく案件でございます。

次に、報告第 2 号及び第 3 号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、令和 5 年度決算における奥多摩町健全化判断比率と奥多摩町資金不足比率について算定基礎事項を記載した書類とともに監査委員に審査を行っていただきましたので、その意見を付して議会に報告するものです。

報告第 4 号 奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の報告については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定により報告をするものです。

次に、議案第 51 号 奥多摩町教育委員会委員の任命の同意を求めることについては、令和 6 年 9 月 30 日をもって任期満了となる教育委員会委員、大串千代氏の後任として再び同氏を任命するため、議会の同意を求めるものです。

議案第 52 号から議案第 59 号までにつきましては、現在執行しております令和 6 年度奥多摩町一般会計をはじめ、特別会計及び企業会計の計 8 会計の補正予算案となります。

議案第 60 号 パッカー車（塵芥収集車）購入契約について、議案第 61 号 ポンプ自動車購入契約について及び議案第 62 号 もえぎの湯外壁等改修工事請負契約についての 3 議案につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、その契約について議会の議決をいただくものであります。

以上、条例の一部改正 2 件、決算認定 8 件、報告 3 件、委員の任命の同意を求める案件が 1 件、補正予算案 8 件、契約案件 3 件の計 25 件であります。これら議案の具体的内容につきましては、副町長はじめ、所管の課長から説明をさせていただきますが、いずれの議案につきましても町の事務事業を執行していく上で必要不可欠でありますので、ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、記録的な猛暑が続いたこの夏は、国内外から多くの観光客の皆様をお迎えすることができました。特に夏の風物詩、第 47 回奥多摩納涼花火大会や毎週末、各地域で行われた祭礼など、活気に満ちあふれた夏となりました。

また、今月の 29 日には町の郷土芸能 17 種目が一堂に会し披露される奥多摩郷土芸能祭

が 32 年ぶりに開催されます。町といたしましても各地域の貴重な伝統芸能を未来へ向けて継承するため、その魅力を町内外に広く発信してまいりますので、町民皆様、議員皆様のより一層のご支援、ご協力を心からお願い申し上げまして、令和 6 年第 3 回奥多摩町議会定例会のご挨拶といたします。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、町長の挨拶は終わりました。

これより議案審議に入ります。

日程第 6 議案第 49 号 奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。住民課長。

〔住民課長 岡部 優一君 登壇〕

○住民課長（岡部 優一君） 議案第 49 号 奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例についての提案のご説明をいたします。

理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表にてご説明させていただきます。3 ページの新旧対照表をご覧ください。

下線部分が変更箇所となります。今回の改正につきましては、公益信託に関わる信託事務に関連する寄附金を住民税における寄附金税額控除の対象とするなどの措置を講じるものでございます。

はじめに、寄附金税額控除、第 33 条の 7 第 1 項では「寄附金若しくは金銭」を「寄附金」に改め、同項第 1 号では「寄附金又は金銭」を「寄附金」に改め、同号ケにつきましては、全部を改正するものでございます。

次に、第 55 条では、私立学校法の改正に合わせ、引用条項を改めるものでございます。

次に、4 ページ中段からの附則の改正でございますが、公益法人等に係る町民税の課税の特例、附則第 3 条の 2 につきましては、先程ご説明いたしました本則中、寄附金税額控除第 33 条の 7 の改正に合わせ、みなし規定としていた特例措置を削除するものでございます。この附則第 3 条の 2 の削除に伴いまして、次の個人の町民税の所得割の非課税の範囲等「附則第 3 条の 3」を「附則第 3 条の 2」に、5 ページになりますけれど、令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除等の特例「附則第 3 条の 4」を「附則第 3 条の 3」にそれぞれ 1 条ずつ繰り上げるものでございます。

次の令和 6 年度分の個人の町民税の特別税額控除、附則第 5 条の 5 から 6 ページ下段の

条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例、附則第 18 条の 3 の改定につきましては、「附則第 3 条の 3」を「附則第 3 条の 2」に繰り上げるのに合わせ、引用条項を改めるものでございます。

7 ページをご覧ください。最後に、附則といたしまして第 1 条施行期日でございますが、この条例は、公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日から施行する。ただし、第 55 条の改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

第 2 条町民税に関する経過措置でございますが、所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合における改正後の奥多摩町税賦課徴収条例第 33 条の 7 第 1 項（第 1 号ケに係る部分に限る。）の規定については、同号ケ中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法第 78 条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。））」とするものでございます。

以上で、議案第 49 号 奥多摩町税賦課徴収条例の一部を改正する条例についての提案のご説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第 49 号の質疑を行います。質疑はありませんか。大澤議員。

○5 番（大澤由香里君） 5 番、大澤です。

本条例は、民間団体の公益活動を促進するために見直しされた公益信託制度に伴い、公益信託やこれに寄附を行う個人、法人に対する課税等につき、公益法人並みの税制上の措置が講じられるように改めるため、所得税法が改正されたことによる条例改正だと思います。

公益信託の公益目的には、芸術、文化、教育の振興活動や奨学金支給、学術研究などへの助成や社会福祉、自然環境の保全などが挙げられますが、奥多摩町における公益信託の事例や件数はどれくらいあるでしょうか。

○議長（小峰 陽一君） 住民課長。

○住民課長（岡部 優一君） 5 番、大澤議員のご質問にお答えいたします。

まずこちらの公益信託というところなんですけれど、実際のところ寄附金控除という適用を受けている方は恐らくいないものかなと思っております。

その内容の内容といいますか、状況といたしましては、先程議員がおっしゃられたよう

に、今後新たな信託に関するところの改正がされたということで、より一層寄附等を教育等に資するものとかにそれぞれの方が寄附なりをする環境整備ということで、現在は受託できるところが信託銀行等に限られるということで、なかなか今は普及していない状況でございます。

今後につきましては法改正によりまして、例えばですけど、NPO法人とかそういったところも受託できるというところの範囲の拡大、それとこれまでは金銭のみの拠出といいますか、できていた部分につきまして、例えば不動産ですとか、そういったことも活用できるというような流動的にできるということで、今の公益財団法人等は、かなり広まっているところであるみたいなんですけれど、それが進んでいないので、こちらが法の改正をするというような趣旨のようでございます。

ご質問の奥多摩町におけるということについては、先程お話しさせていただきました信託の機関というところが私の把握しているところではございませんので、今現在は中で受託しているところはないものと想定されます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） なしと認めます。

以上で、議案第 49 号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第 49 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 6 議案第 49 号について原案に賛成の議員は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） ありがとうございます。起立多数であります。よって、議案第 49 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 7 議案第 50 号 奥多摩町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。住民課長。

〔住民課長 岡部 優一君 登壇〕

○住民課長（岡部 優一君） 議案第 50 号 奥多摩町国民健康保険条例の一部を改正する

条例についての提案のご説明をいたします。

理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表にてご説明させていただきます。3 ページの新旧対照表をご覧ください。

今回の改正につきましては、令和 6 年 12 月 2 日から国民健康保険被保険者証が廃止されることに伴い、国民健康保険の資格等に関する届出の規定を整備するものでございます。

はじめに、第 10 条では、「第 9 項」を「第 5 項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においてはその者に対し」を「、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、」に改めるものでございます。

次に、附則といたしまして、第 1 項施行期日でございますが、この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行するものでございます。

第 2 項経過措置でございますが、この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 260 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものでございます。

以上で、議案第 50 号 奥多摩町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての提案のご説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第 50 号の質疑を行います。質疑はありませんか。5 番、大澤議員。

○5 番（大澤由香里君） 5 番、大澤です。

本議案は、今年 12 月 2 日に予定されている保険証とマイナンバーカードの一体化によって、現在の保険証を発行停止とする行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行に伴い改正されるものです。

事務報告書によると、2023 年度末の奥多摩町のマイナンバーカードの交付率は 74.2%ということですが、国保加入者のマイナ保険証登録割合はどれくらいで、そのうちの利用率

はどれくらいか。また、後期高齢者の登録割合と利用率についても教えてください。

○議長（小峰 陽一君） 住民課長。

○住民課長（岡部 優一君） 5 番、大澤議員のご質問にお答えいたします。

まず、マイナンバーカードの交付保有の状況でございますけれど、国のほうで示しているものがございまして、発行数ではなくて保有者、実際の個人の方の保有者というのがこれまで町で把握できていなかったんですが、先達て国のホームページから入手ができました、その状況をお伝えさせていただきますと、令和 6 年の 5 月末の時点でございますけれど、国で発表している率といたしますと 66.9%でございます。ただ、こちらが分母となっております人口のほうが昨年 の 1 月 1 日というような数字を使っておりますので、それで全国一律に公表しているという状況ですので、その数字となっているんですけれど、それを 5 月末の奥多摩町の人口、6 月 1 日現在ということになりますけれど、それに所有枚数とパーセンテージを出しますと 69.4%ということになってございます。

続きまして、マイナ保険証の保有率ということでございますけれど、こちら令和 6 年の 6 月末時点でございます。まずはじめに国民健康保険の状況でございますけれど、保有率といたしますと 56.86%でございます。そのうち利用率ということなんですけれど、その方が利用しているか利用していないかというのが把握できませんで、利用率といたしまして出しているものが外来のレセプト 1 件当たりの延べに対しての利用率ということで、全国的に出しているところでありますけれど、その率で申し上げますと 11.00%でございます。

一方、後期高齢者医療でございますけれど、保有率につきましては 51.43%、利用率でございますけれど、同様の算出の仕方で 7.54%でございます。

それと非常に保険者は多いもので、ほかの状況は分からないんですけれど、全国平均といたしますと、保有率につきましては 58.77%、利用率につきましては 10.99%ということですので、大体町の国民健康保険の状況がほぼ全国平均になっているかなという状況でございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありませんか。5 番、大澤議員。

○5 番（大澤由香里君） 5 番、大澤です。

ありがとうございます。利用率は 1 割程度ということで、まだまだだなということを感じました。

マイナンバーカードを保有していない、またはマイナンバーカードと被保険者証をひも

づけていない場合の対応は、今後 12 月 2 日以降どうなるかというところをお聞きしてもよろしいでしょうか。

○議長（小峰 陽一君） 住民課長。

○住民課長（岡部 優一君） 5 番、大澤議員のご質問にお答えいたします。

まず 1 点目ですけれども、マイナンバーカードを持っていない方というようなところでございますけれども、今、国民健康保険、後期高齢者医療それぞれ保険者によっては違うんですけれども、既存の保険証は最大 1 年間使えるようになります。12 月 2 日ですので、期限の記載のない被用者保険等につきましては、来年令和 7 年 12 月 1 日まで資格を喪失しなければそのまま利用できる状況でございます。それはマイナ保険証を持っていてもいなくてもという形になります。

一方で、国民健康保険につきましては、期限が 7 年の 9 月末までとなっていますので、そちらも同じ状況で使えます。後期高齢者医療については 7 年 7 月 31 日ということになっていますので、同様の利用ができます。

一方で、12 月 2 日から新たに、例えば年齢が 75 歳になって後期高齢者医療になった、或いは保険が変わって国民健康保険に加入になるというような場合につきましては、新たな保険証は発行されませんので、その場合におきましては資格確認書というようなもので、それは各保険者で発行するものとなりますけれども、イメージは既存の健康保険証の形状等をそのまま踏襲するというような形で各保険者で進めておりますので、町につきましては国民健康保険、後期高齢者医療につきましては現在と同様の紙型の今の被保険者証と同じサイズの資格証をお出しするという形になります。そうしますと、被保険者の方につきましては、これまでと同様の保険証代わりといえますか、その状況で各医療機関で受診できるというような状況でございます。

もう一点につきましては、マイナンバーを持ってひもづけていない方ということでもよろしかったでしょうか。そういたしますと、マイナ保険証に登録していない方につきましては、同様に保険証に代わるものを発行いたしますので、そちらのほうで受診をするような形、いずれも同じ対応という形になります。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありますか。5 番、大澤議員。

○5 番（大澤由香里君） 度々すみません。資格確認書が発行されるということで、これは町のほうで職権のほうで発行されるということでよろしいんですね。

その期限がどれくらいかというのは、発行されて有効期限があると思うんですけれども、

その期限はいつまでかというのが分かりましたらお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 住民課長。

○住民課長（岡部 優一君） 5 番、大澤議員のご質問にお答えいたします。

すみません、私も何度か言い間違えてしまいまして、資格確認書でございます。こちらにつきましては法で5年以内という期限がございます。ですので、被用者保険については最大5年ですので、次の5年以内に更新をしていくというようなところで聞いています。

町のほうなんですけれど、国民健康保険につきましては、後期高齢もそうなんですけれど、12月2日以降に新たに資格を取られた方につきましては、そこから1年とか2年とかということではなくて、まず今現在発行の期限に合わせて発行いたします。そうなりますと、国民健康保険が来年の7月30日、後期高齢につきましては7月31日までの期限でまずは発行いたします。そこで来年度に該当の方につきましては、そこから更新というような形になるんですけれど、まず国民健康保険の場合なんですけれど、年齢で受給者証の関係とかございますので、まず70歳未満の方につきましては、令和7年8月1日から令和9年7月31日、1年10か月、その後は2年ごとに更新をしていきます。一方、70歳以上の方につきましては、令和8年の7月31日までということで10か月の期限でございます。その後は1年ごとに更新をするものでございます。ちょっと中途半端な更新なんですけれど、後期高齢と合わせて期限を7月31日というような、ちょうど負担が変わるタイミングでございますので、そこで合わせるような形になっております。一方で、後期高齢につきましては、今の期限から2年ごとの更新の予定でございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。5 番、大澤議員。

○5 番（大澤由香里君） 度々すみません。今ご説明聞いても非常に煩雑だなと、職員の皆さんのご苦勞は本当に大変だなというふうに感じましたが、最初のご説明で5年間ということですが、5年間以降も本人からの申請なしで資格確認書が送られてくるのかどうかというところをお聞きしたいのと、あとマイナカードに被保険者証をひもづけたけれど、トラブルが多いので解除したいという方がいます。マイナ保険証の利用登録の解除申請は今まではできないとされていましたが、利用登録は任意なのに解除できないのはおかしいという声によって2024年10月から解除申請が受け付けられるようになりました。先程からの質問事項と合わせてそういった周知をきちんとされるかどうかというところをお伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長（小峰 陽一君） 住民課長。

○住民課長（岡部 優一君） 5 番、大澤議員のご質問にお答えいたします。

すみません、先程ご質問があったところで1点目につきましては漏れてしまっていたと思います。申し訳ございません。資格確認書の発行ということなんですけれど、まずそちらにつきましてはマイナ保険証をお持ちでない方には、当初は申請制というお話で国のほうも考えていたんですけれど、そこを改めまして、持っていない方につきましては、各保険者で職権で発行するというところでございます。

期限は示されていないところでございますけれど、更新についても同様の対応というところとなっておりますので、お持ちでない方につきましては期限が定まっておりますけれども、今のところ申請なくご利用いただけるような状況でございます。

それと解除をしたいけれどもできなかったところが解除ができるようになったというところでございますけれど、こちらマイナポータルのほうで解除ができるというようなところが整備できたようですので、いわゆるポイントをもらうためといいますか、つくったはいけれども、利用していない、利用したくないというような方に対して対応の措置がされたところでございます。

なかなか制度が複雑なもので、12月2日からもう保険証は、マイナ保険証がないとかかれないんじゃないかなというようなご心配される住民の方もおられると思いますので、後期高齢の更新があったそのときに広報を少しさせていただいたんですけれど、具体的な廃止というようなところのそれに特化したといいますか、広報を今はしていませんので、広報紙とホームページに掲載を予定している状況でございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

本件議案第50号については異議ありとのことで討論の申出がありましたので、これより討論をいたします。

はじめに、議案第50号について反対の議員の討論をお願いします。大澤議員。

○5番（大澤由香里君） 5番、大澤です。

本議案は、マイナカードと健康保険証の原則一本化の方針に基づき、国民健康保険の被保険者証が廃止となるため、被保険者証の返還に応じない場合に過料を科す規定を削除するものであります。

保険証の新規発行を停止する12月2日まで3か月に迫りました。しかし、どの世論調査

でも延期・中止が 7 割を超え、多くのメディアが中止や見直しを主張しています。厚労省が 6 月下旬まで行った保険証廃止の省令改正に関するパブリックコメントには 5 万 3,028 件の意見が寄せられたそうですが、厚労省の担当者によると、反対する意見が大半だったとのこと。保険証存続が国民の声、民意であることは明らかです。

厚生労働省によるマイナンバーと健康保険証のひもづけミスの点検作業を終えた結果、別人のデータが誤って登録されているケースは計 9,207 件に上ります。このまま保険証廃止を強行すれば、トラブルは 108 万件以上にもなるという推計も発表されています。

マイナンバーカードと保険証の一本化によるトラブルは、他人の医療情報がひもづけられていたなど、命にも関わる危険があり、絶対にあってはならないことです。

マイナ保険証の利用率が低迷する中、政府は医療機関や薬局に 217 億円にも上る支援金を配って利用率アップを図りましたが、マイナ保険証の利用率は、今なお 11.13%です。国民の命を危険にさらしてまで現行の保険証廃止ありきで政策を推進するのではなく、国民と医療現場の声に向き合い、健康保険証を存続させるべきです。

以上のような理由から、現行の保険証を廃止し、マイナ保険証に一本化することに伴う条例改正については反対といたします。

○議長（小峰 陽一君） 次に、議案第 50 号について賛成の議員の討論を行います。賛成の討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） なしと認めます。

次に、反対議員の討論を行います。反対の討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） なしと認めます。

以上で、議案第 50 号の討論を終結します。

次に、只今上程の議案第 50 号についてこれより採決をします。

日程第 7 議案第 50 号について原案に賛成の議員は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） ありがとうございます。起立多数であります。よって、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 8 認定第 1 号 令和 5 年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第 9 認定第 2 号 令和 5 年奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 10 認定第 3 号 令和 5 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営

事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 11 認定第 4 号 令和 5 年奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 12 認定第 5 号 令和 5 年度奥多摩町後期高齢者特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 13 認定第 6 号 令和 5 年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 14 認定第 7 号 令和 5 年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 15 認定第 8 号 令和 5 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定について、以上 8 件を一括して議題としたいと思います。

ここで会議の途中でありますが、暫時休憩にしたいと思います、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、午前 11 時 5 分から再開します。

午前 10 時 55 分休憩

午前 11 時 05 分再開

○議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより提案理由の説明を求めます。会計管理者。

〔会計管理者 岡野 敏行君 登壇〕

○会計管理者（岡野 敏行君） それでは、認定第 1 号から認定第 8 号までの令和 5 年度一般会計歳入歳出決算をはじめとする特別会計、企業会計の決算につきまして地方自治法並びに地方公営企業法の規定に基づき、議会の認定に付すべく、その提案の説明を申し上げます。

なお、本件につきましては、議会運営委員長の報告にありましたとおり、決算特別委員会を設置し、審査を付託することになりましたので、ここでは一般会計、特別会計、企業会計の順に概要の説明を申し上げます。また、各認定議案のかがみ文につきましては、決算書とは別におつけいたしましたので、ご了承をお願いいたします。

はじめに、認定第 1 号 令和 5 年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。決算書の 6 ページをご覧ください。

歳入でございますが、歳入の収入済額の合計は、表の一番下の行でございます 73 億 4,118 万 9,048 円で、対前年度比 2 億 7,960 万 7,959 円、3.7%の減となりました。

その主な要因といたしましては、町の貴重な自主財源であります町税は、町民税や固定資産税等の減により前年度に比べ約 2,100 万円の減額となりました。

国庫支出金は、価格高騰対応重点支援地方創生臨時交付金約 9,100 万円の皆増などもありましたが、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金約 4,800 万円、新型コロナウ

イルス感染症対応地方創生臨時交付金約 1,600 万円などの減により約 7,200 万円の減額となりました。

都支出金は、市町村土木費補助金約 4,700 万円の増などもありましたが、内水面漁業環境活用施設整備費補助金約 7,500 万円の減などにより、約 2,500 万円の減額となりました。

寄附金は、前年度に大口の寄附があったことから、約 3,700 万円の減額となりました。

繰入金は、財政調整基金を約 2 億円取り崩したことなどにより約 1 億 1,500 万円の増額となりました。

諸収入は、前年度に大塚山周辺の町有地において分収林契約の解除に伴う収入があったことから、5 年度約 2 億円の減額となりました。

収入未済額につきましては、町税等の 365 万 7,949 円で、対前年度比 72 万 4,304 円、24.7%の増となりました。

また、地方税法第 18 条等により 3 万 900 円の不納欠損処分を行いました。前年度比 71 万 2,738 円、95.8%の減額となります。詳細につきましては、事務報告書の 130 ページに記載しておりますので、後程ご参照ください。

次に、7 ページからは歳出でございます。9 ページをご覧ください。

歳出の支出済額の合計は、表の一番下の行にあります 70 億 7,947 万 8,313 円で、対前年度比 2 億 6,187 万 6,959 円、3.6%の減となりました。

その主な要因といたしまして、総務費は、分収林収益配分金の立木補償費が皆減したことや庁舎建設基金積立額の減などにより約 1 億 1,400 万円の減額となりました。

民生費は、社会福祉費において価格高騰緊急支援給付金が約 4,600 万円皆減になりましたが、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費約 8,600 万円皆増、介護・障害福祉サービス事業所物価高騰等対応支援給付金事業費 3,500 万円皆増などにより約 1 億 2,000 万円の増額となりました。

衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業費約 4,700 万円減などにより約 4,300 万円の減額となりました。

農林水産業費は、氷川国際釣場施設改修工事費約 1 億 1,300 万円の減、大沢国際釣場バーベキューデッキ改修工事約 3,200 万円減などにより約 8,800 万円の減額となりました。

商工費は、地域応援券事業費 7,400 万円減、事業継続応援金事業費 2,000 万円の減、もえぎの湯改修工事約 1 億円の増などにより約 840 万円の減額となりました。

土木費は、白丸丸の内西線、南平熊沢線、川井神塚東線、松葉東線道路新設工事等の増により約 1 億 4,700 万円の増額となりました。

消防費は、ポンプ自動車購入約 2,300 万円の減などにより約 700 万円の減額となりました。

教育費は、教育文化振興基金積立金約 4,600 万円減、文化会館空調施設改修工事費 2,400 万円減、水と緑のふれあい館改修工事負担金約 2,500 万円の減などにより約 1 億 2,500 万円の減額となりました。

災害復旧費は、令和元年台風第 19 号災害復旧工事の完了により皆減となりました。

その結果、歳入歳出差引残高は 2 億 6,171 万 735 円で、そのうち 1,589 万 9,081 円が翌年度繰越額となりました。繰り越す事業は、高齢者世帯等省エネ家電購入費助成事業、住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金支給事業、住民税非課税世帯等特別給付金子ども加算事業でございます。

なお、令和 5 年度に執行した個々の事業につきましては、事務報告書に詳細が載っておりますので、後程ご参照ください。

次に、132 ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございますが、歳入歳出差引額の 2 億 6,171 万 735 円から翌年度へ繰り越すべき財源（2）繰越明許費繰越額の 76 万 7,000 円を差し引いた額 2 億 6,094 万 3,735 円が実質収支額となりました。

備考欄にも記載しておりますが、決算書の翌年度繰越額と本調書 4. 翌年度へ繰り越すべき財源との差額 1,513 万 2,081 円は、未収入特定財源になります。

なお、133 ページ以降の財産に関する調書につきましては、後程ご参照くださいますようお願いいたします。

次に、認定第 2 号 令和 5 度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。決算書をお開きください。

奥多摩都民の森は、森に触れる、森を歩く、森を育てるをテーマに、山村の生活体験や登山、自然体験及び森林作業体験など、都民が自然と触れ合う場の拠点として東京都より指定管理を受け、施設の管理運営を行っております。

4 ページをご覧ください。歳入の収入済額の合計は 9,168 万 5,043 円で、対前年度比 857 万 131 円、10.3%の増となりました。

5 ページをご覧ください。歳出の支出済額の合計は 7,547 万 6,647 円で、対前年度比 870 万 5,075 円、13.0%の増となりました。

次に、12 ページの実質収支に関する調書をご覧ください。歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、歳入歳出差引額の 1,620 万 8,396 円が実質収支額となりました。

次に、認定第3号 令和5年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。決算書をお開きください。

山のふるさと村は、都民の健全なレクリエーション需要に対応するため、自然利用の拠点として奥多摩湖畔に大規模な集団施設地区を整備し、東京都内に残存する貴重な自然を広く都民に親しんでもらうことを目的に開園した都立自然公園でありまして、東京都より指定管理を受け、施設の管理運営を行っております。

4ページをご覧ください。歳入の収入済額の合計は1億6,698万4,139円で、対前年度比144万9,327円、0.9%の減となりました。

5ページをご覧ください。歳出の支出済額の合計は1億5,756万1,511円で、対前年度比1,087万1,955円、6.5%の減となりました。

次に、12ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、歳入歳出差引額の942万2,628円が実質収支額となりました。

次に、認定第4号 令和5年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。決算書をお開きください。

国民健康保険制度は、国民皆保険の根幹をなす制度として様々な改正を行いながら50年以上にわたり制度を維持してきました。現在は、国民健康保険が都道府県化され、都道府県が財政運営の責任主体として公費の拡充をすることで、区市町村の負担を軽減し、平準化しています。市町村は、医療費の急増等による財政リスクがなくなる等、国、都道府県、市町村が応分の責任を果たすことにより将来にわたって国民健康保険を持続可能な制度とすることとされました。安定した事業運営を行うためには適正な収入の確保はもとより、疾病の予防を図り、医療費の適正化に努める必要があります。

4ページをご覧ください。歳入の収入済額の合計は、表の一番下の行にあります6億6,584万6,178円で、対前年度比7,356万8,572円、9.9%の減となりました。収入未済額は217万5,600円で、対前年度比51万3,000円、30.9%の増となりました。不納欠損額は3,100円で、対前年度比77万3,400円、99.6%の減となりました。

次に、5ページからは歳出になります。6ページをご覧ください。歳出の支出済額の合計は、表の一番下の行にあります6億6,452万8,714円で、対前年度比4,610万429円、6.5%の減となりました。

次に、23ページの実質収支に関する調書をご覧ください。歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、歳入歳出差引額の131万7,464円が実質収支額とな

りました。

なお、財産に関する調書につきましては、後程 24 ページをご覧ください。

次に、認定第 5 号 令和 5 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。決算書をお開きください。

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平で分かりやすい制度として老人保健制度に代わり創設されたもので、各都道府県が広域連合を設立して保険者となり、75 歳以上の方と一定の障害があると認定された 65 歳以上の方が加入している制度になります。

4 ページをご覧ください。歳入の収入済額の合計は 2 億 3,850 万 9,364 円で、対前年度比 607 万 9,272 円、2.6%の増となりました。収入未済額は 20 万 7,600 円で、対前年度比 7 万 2,500 円、53.7%の増となりました。不納欠損額は 3 万 8,600 円で、対前年度比 2 万 5,400 円、192.4%の増となりました。

次に、5 ページをご覧ください。歳出でございます。歳出の支出済額の合計は 2 億 3,199 万 7,251 円で、対前年度比 611 万 9,025 円、2.7%の増となりました。

次に、15 ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、歳入歳出差引額 651 万 2,113 円が実質収支額となりました。

次に、認定第 6 号 令和 5 年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。決算書をお開きください。

介護保険事業につきましては、令和 5 年度は第 8 期介護保険事業計画に基づく 3 年間の事業運営期間の最終年度でありました。歳出の主な部分である保険給付費におきましては、施設サービス受給費は減少したものの、依然として施設サービスに係る給付費が全体の 6 割を超える状況であり、施設サービスの増減が保険財政に大きく影響を与えている状況となっています。

4 ページからは歳入になります。5 ページをご覧ください。歳入の収入済額の合計は、表の一番下の行にあります 8 億 6,091 万 513 円で、対前年度比 602 万 9,385 円、0.7%の減となりました。収入未済額につきましては 86 万 8,800 円で、対前年度比 32 万 6,800 円、27.3%の減となりました。不納欠損額は 34 万 8,700 円で、対前年度比 14 万 300 円、28.7%の減となりました。

次に、6 ページから歳出になります。7 ページをご覧ください。歳出の支出済額の合計は、表の一番下の行にあります 8 億 3,054 万 6,004 円で、対前年度比 1,870 万 7,579 円、

2.3%の増となりました。

次に、24 ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、歳入歳出差引額 3,036 万 4,509 円が実質収支額となりました。

なお、財産に関する調書につきましては、後程 25 ページをご参照ください。

次に、認定第 7 号 令和 5 年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。決算書をお開きください。

下水道は、公衆衛生の向上、生活環境の改善、そして、多摩川上流域の水源の町として河川の水質改善に大きな役割を果たしております。令和 6 年 3 月末現在での水洗化率は、小河内処理区が 100%、奥多摩処理区は 91.7%となっており、奥多摩町全体の水洗化率につきましては 92.1%となっております。

4 ページをご覧ください。歳入の収入済額の合計は 6 億 8,720 万 5,866 円で、対前年度比 4,505 万 415 円、7.0%の増となりました。収入未済額及び不納欠損額はございませんでした。

次に、5 ページをご覧ください。歳出でございます。歳出の支出済額の合計は 6 億 601 万 7,593 円で、対前年度比 3,613 万 6,096 円、5.6%の減となりました。

次に、16 ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、歳入歳出差引額の 8,118 万 8,273 円が実質収支額となりました。

次に、認定第 8 号 令和 5 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定についてご説明申し上げます。決算書をお開きください。

奥多摩病院は、地域医療の拠点として、また、山間部の僻遠地での健康管理や医療ニーズに対応するため、附属診療所への出張診療や在宅で医療が受けられる訪問診療、訪問看護を行うなど、この地域にとって欠かせない病院として信頼をいただいています。平成 31 年 3 月より地域包括ケア病床の運用も開始し、住民の期待と信頼に応えられる病院として一層のサービスの充実を図っております。

3 ページから収益的収入及び支出になります。4 ページをご覧ください。収入決算額は、上段の表の一番上、4 億 9,487 万 1,636 円、支出決算額は、下段の表の一番上、5 億 3,308 万 8,089 円で、収支差引額 3,821 万 6,453 円が単年度収支として赤字となっております。医業費用に対する医業収益の割合は 54.2%で、前年度の 54.5%と比較し、0.3%の減となりました。

次に、5 ページから資本的収入及び支出になります。6 ページをご覧ください。収入決算額は、上段の表の一番上、8,690 万 9,000 円、支出決算額は、下段の表の一番上、9,586 万 857 円で、収支差引額は 895 万 1,857 万円の不足となりました。この不足額につきましては、過年度損益勘定留保資金で補填をいたしました。この資本的支出は、1 階及び地下 1 階空調設備改修工事や医療用内視鏡装置購入などを行ったものでございます。

なお、業務内容と詳細につきましては、23 ページ以降及び事務報告書に詳しく記載してございますので、後程ご覧ください。

以上、認定第 1 号から認定第 8 号までの決算につきまして提案のご説明をいたしました。が、決算認定の意義につきましては申し上げるまでもございませんが、歳入歳出予算の執行結果を総合的に確認し、今後の予算編成や財政運営に生かしていくという大切な意義がございますので、慎重なご審議をいただきまして、ご認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、説明は終わりました。

次に、日程第 16 報告第 2 号 令和 5 年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告について、日程第 17 報告第 3 号 令和 5 年度決算における奥多摩町資金不足比率の報告について、以上 2 件は関連がありますので、一括して報告をお願いします。企画財政課長。

〔企画財政課長 杉山 直也君 登壇〕

○企画財政課長（杉山 直也君） 報告第 2 号の 1 ページをご覧ください。

それでは、報告第 2 号 令和 5 年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告について及び報告第 3 号 令和 5 年度決算における奥多摩町資金不足比率の報告についてのご説明をさせていただきます。

はじめに、報告第 2 号 令和 5 年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告についてご説明をさせていただきます。

なお、議案書のフォルダーとは別に、報告第 2 号附属資料といたしまして、奥多摩町健全化判断比率の推移という表題の折れ線グラフによる附属資料をタブレット端末上に添付をさせていただいております。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、ご報告するものでございます。この健全化法におきましては、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するために 4 つの財政指標を設け、これを健全化判断比率として定めております。

次のページの令和 5 年度決算における奥多摩町健全化判断比率報告書をご覧ください。

はじめに、実質赤字比率でございます。これは地方公共団体の最も主要な会計である一般会計等に生じている赤字の大きさをその地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。町の場合は、一般会計と都民の森及び山のふるさと村の管理運営事業特別会計の3会計が対象であり、この3会計合計の実質収支額を標準財政規模で除したものが実質赤字比率となります。令和5年度決算におきましては、分子となる3会計合計の実質収支額は、2億8,657万5,000円で、分母となる標準財政規模は28億1,881万6,000円でありました。通常の計算であれば符合がプラスの10.16%となりますが、健全化判断比率では赤字や負債の状況を浮き彫りにする必要があるため、赤字の場合をプラスの数値表示とし、黒字の場合はマイナスの計算結果といたします。したがって、町の場合は黒字決算であるため、マイナスの10.16%という計算結果となります。ただし、規定により報告書における表示では赤字はないという意味で、数値ではなく、横棒のバー表示としております。このため当該記載欄につきましては、町では赤字ではなく黒字のため、バー表示となっております。

次に、連結実質赤字比率でございます。これは一般会計等に加え、公立病院や下水道など公営企業等を含む地方公共団体の全会計に生じている赤字の大きさを財政規模に対する割合で表したものです。町の場合は全8会計となります。分子は、最初に説明いたしました一般会計等3会計合計の実質収支額2億8,657万5,000円に国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の特別会計の実質収支額3,819万4,000円と病院事業及び下水道事業の企業会計の剰余額4億7,814万7,000円を合算した8億291万6,000円となります。これを分母となる標準財政規模28億1,881万6,000円で除しますと28.48%となりますが、分子がいずれも黒字決算のため、先程説明いたしましたようにマイナスの28.48%という計算結果となります。ただし、規定により当該記載欄につきましては、町では赤字ではなく黒字のため、バー表示となっております。

次に、実質公債費比率でございます。これは地方公共団体の借入金の返済額の大きさをその地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。この返済額には一般会計等での公債費のほかに、下水道事業などの特別会計への繰出金のうち、地方債の償還に充てた経費なども含まれております。

令和5年度の単年度比率は7.5%であります。この報告書では、当該年度までの3か年平均の比率を記載することとなっているため、3か年平均では前年度比0.1ポイント上昇の7.4%と記載してございます。

次に、将来負担比率でございます。これは地方公共団体の借入金や現在抱えている負債

並びに職員の退職金や加入している一部事務組合が記載した借入金の返済額など、将来にわたって負担しなければならない金額の大きさをその地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

令和5年度決算におきましてその計算結果はマイナスの158.9%となりました。ここでのマイナスの意味につきましては、将来負担額よりも充当可能財源等が大きいこと、つまり、現状におきましては、町の積立基金などにより先程申し上げました将来に負担すべき金額を賄える財政環境に現時点ではあるという状況となっております。当該記載欄につきましては、将来負担が生じているプラス数値の場合のみ数値が記載されますが、町ではマイナスのため、規定によりバー表示となっております。

只今ご説明いたしました以外に報告書の表内には括弧書きの数値が記載されております。こちらにつきましては備考欄記載のとおり、町における早期健全化基準であり、この4指標のうち1つでも数値が超えますと早期健全化団体となり、財政健全化計画を策定し、議会の議決を得ることが義務づけられるとともに、計画策定年度のみ個別外部監査が強制適用されます。町におきましては4指標のいずれも基準値以下となっており、健全な状態が保たれております。

なお、冒頭申し上げました報告第2号附属資料、奥多摩町健全化判断比率の推移といたしまして、折れ線グラフの附属資料を議案書とは別にタブレット端末に添付をさせていただきましたので、後程ご覧いただきたいと存じます。

次に、タブレット端末報告第3号の1ページをご覧ください。報告第3号 令和5年度決算における奥多摩町資金不足比率の報告についてをご説明させていただきます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づきご報告するものでございます。

資金不足比率は、公立病院や下水道など公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

公営企業は独立採算の原則により必要な費用を自身の料金収入によって賄わなければなりませんので、公営企業会計の赤字や借金が大きくなって一般会計に大きな影響を及ぼさないよう個別の収支を事前にチェックしています。

次のページの令和5年度決算における奥多摩町資金不足比率報告書をご覧ください。この表は、病院事業会計、下水道事業特別会計の順に記載してございますが、資金不足比率につきましては、公営企業会計における資金が不足しているのか、足りているのかを判断する指標でございます。

資金不足比率の内容につきましては、それぞれの会計における流動資産から流動負債を差し引いた額がマイナスになりますと資金不足ということで、計算式により比率計算を行った上で表上に記載いたしますが、資金が足りているプラスの場合は比率の表示は行わず、バー表示の記載をすることとなっております。バー表示下段の括弧内に 20.0%と表記しているものが早期健全化基準で、この基準を超えた場合には、早期健全化団体と同様に、経営健全化計画の策定、個別外部監査等が求められます。

当町における公営企業等 2 会計の令和 5 年度決算における流動資産から流動負債を差し引いた額は、病院事業会計がプラス 3 億 9,695 万 7,000 円、下水道事業特別会計がプラス 8,119 万円と、いずれの会計も資金不足の状況にないことから、バー表示の記載となっております。

以上で、報告第 2 号 令和 5 年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告について及び報告第 3 号 令和 5 年度決算における奥多摩町資金不足比率の報告についてのご説明を終わります。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、報告は終わりました。

令和 5 年度の各会計決算並びに健全化判断比率、資金不足比率については、それぞれ監査委員の審査に付されており、お手元にその審査意見書の写しが配布されております。

本日は、松永代表監査委員にご出席をいただいておりますので、審査の経過及び結果についてご報告をいただきたいと思います。松永代表監査委員。

〔代表監査委員 松永 健太郎君 登壇〕

○代表監査委員（松永健太郎君） 皆さん、こんにちは。只今決算審査報告並びに財政の健全化に関する審査報告のご指名をいただきました奥多摩町代表監査委員の松永でございます。

本日は、これまで実施した例月出納検査、そして、決算審査等を踏まえ、お時間をいただきましてご報告申し上げたいと思います。

まず、決算審査の結果についてご報告申し上げます。

それでは、タブレットの一般会計等決算審査意見書をご覧ください。

地方自治法の規定により審査の対象となりましたのは、令和 5 年度の奥多摩町における次の会計の歳入歳出決算で、一般会計、都民の森管理運営事業特別会計、山のふるさと村管理運営事業特別会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計、奥多摩町国民健康保険病院事業会計の 8 会計でございます。

審査実施日は、令和 6 年 7 月 25 日、29 日、8 月 1 日、2 日、19 日の 5 日間で、審査実

施者は、高橋邦男監査委員と私、松永でございます。

審査手順につきましては、報告書に記載のとおりでございますが、令和5年度の全ての事務事業について決算審査を行い、各課長及び係長から所管事務事業のうち、主たる事業の必要性、有効性について意見聴取を行いました。

次に、審査結果ですが、令和5年度の奥多摩町における全8会計の決算書類は、関係法令に準じて作成されており、会計帳簿及び会計伝票並びに証票類とも照合の結果、決算の計数に誤りはなく、預金残高とも符合し、基金の運用状況及び予算の執行も適正かつ正確であり、歳入歳出とも妥当であったことを認めます。

次に、審査概要ですが、お手元の審査意見書2ページの6. 審査概要の(1)一般会計から5ページの(9)基金の状況までに、それぞれの会計における状況と内容について記載してありますので、恐れ入りますが、詳しい説明は割愛させていただきます。

なお、個々の会計への審査意見につきましても6ページから10ページに記載してあります。

また、財政の健全化に関する法律に係る審査につきましても健全化判断比率、資金不足比率共に良好でありました。詳細につきましてはご参照いただくこととし、本日はこれまで実施した例月出納検査、そして、決算審査等を踏まえ、総括意見を述べさせていただきます。

お手元の審査意見書10ページから総括として記載してありますので、ご参照いただきたいと思います。

令和5年度においては新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に移行されるとともに、徐々にコロナ禍前とほぼ同様の社会生活が営まれることとなりました。

奥多摩町においてもコロナ禍前のようにイベントが再開されるようになり、そのような状況の中で、第5期奥多摩町長期総合計画に基づいて策定された令和5年度予算が計画的に執行されました。

令和5年度決算における歳入は73億4,118万9,000円であり、そのうち自主財源の大部分を占める町税は6億6,260万1,000円で、歳入総額に占める割合は9.0%でありました。前年度と比較しても2,134万4,000円の減額となり、依然として地方交付税や都支出金に大きく依存する状態となっている状況に奥多摩町の監査という立場からも危機感を感ずるを得ません。

奥多摩町の活力の源となる人口においては、依然として減少と少子高齢化の傾向が続いており、特に留意しなければならないのは15歳から64歳までの人口、いわゆる生産年齢

人口が数年前より確実に減少し続けていることであります。令和5年度は前年度と比較して86人の生産年齢人口が減少しております。今後このような状況が続いてしまうと、労働力及び生産力の不足並びに町内需要の減少、そして、それらが結果としてもたらすことであらう奥多摩町の活力と税収の減少という課題が更に深刻化するものと思われまゝす。

また、国民健康保険特別会計の国保財政健全化計画（赤字解消計画）について早い段階で対応し、高齢化に伴う医療費の増加に備えるべきであります。

更に、病院事業会計においても医業収益で医業費用が賄い切れていない経営状態を脱却し、経営の健全化を図っていくべきであると考えます。

令和5年度では自主財源の少なさや人口減少、その他のネガティブ面だけでなく、ポジティブな側面も当然ながら多くあります。

令和5年度では4年ぶりに納涼花火大会や奥多摩セラピーウオーク、その他のイベントが盛大に開催されるようになりました。それらのイベントを通して奥多摩町の魅力を町外に広く発信する機会が増えたことは大変喜ばしいことであります。

更に、令和5年度では、新たに沿川まると株式会社の事業拠点 S a t o l o g u e（さとログ）のレストラン棟とサウナ棟の開業、VERTRE（バテレ）の新工場完成、多摩大学との連携事業であります多機能型地域活性化拠点奥多摩 A U B A（アウバ）のオープンも奥多摩町の魅力発信基地として大きな武器となり得ることと思われまゝす。

ぜひともこれらのコンテンツを上手に生かして魅力を存分に発揮し、奥多摩町の活性化に繋げていただきたいと思います。

奥多摩町の魅力発信から、さらなる観光客の増加が見込まれることとなり、それらが結果としてもたらす観光ごみの問題についても懸念事項として挙げられます。

ただし、それらに対しては新たな取組としてドローンによる啓発活動や従来からの観光客専用ごみ袋の有料販売等で抜かりなく準備は整っているものと思われまゝす。

少子化・定住化対策事業では、令和6年3月31日現在における奥多摩町の人口4,576人のうち定住化対策関係人口は596人で、総人口の13.0%にもなり、担当職員の努力がしっかりと実を結んでいるものと思われまゝす。引き続き定住化対策事業により、さらなる増加を期待しております。

農林水産業では獣害対策等の難しい面もあると思いますが、獣害に強い畑づくりを推進していただきたいと思います。奥多摩町の農産物の中でブランド化されるべき治助イモの生産量については前年度より落ち込んでしまったことが残念ですが、来年度以降もそのブランド化のために引き続き注力をお願いいたします。

令和6年度以降も多額の起債償還、老朽化施設や設備の修繕、道路や橋梁等のインフラ、新庁舎の建設等多額の資金が必要であると見込まれます。それらの支出に対して優先順位をしっかりと付けて見直しや再構築も視野に入れた適切な財政運営をお願いいたします。

以上、奥多摩町の課題である少子高齢化及び人口減少並びに財政の観点から総括させていただきましたが、細かな支出面においても例月出納検査を通じて事務処理方法、各支出における妥当性の評価、事故防止等の観点から引き続き監査を行ってまいります。

最後に、理事者及び管理職の皆様、そして、奥多摩町のため、更には奥多摩町に住まわれている全ての方たちのために、よりよい行政サービスを提供するため、現場で一生懸命働かれている奥多摩町職員皆様のご尽力に感謝申し上げ、私からの監査総括意見とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、松永代表監査委員の報告は終わりました。

松永代表監査委員には大変ありがとうございました。併せて議会選出の高橋監査委員についても大変ありがとうございました。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、午後1時から再開します。

午前11時54分休憩

午後1時00分再開

○議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。只今上程の認定第1号から認定第8号までについては、議長及び議会選出監査委員である高橋議員を除く委員8名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、決算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定しました。

ここで決算特別委員会委員長の互選のため、暫時休憩とします。休憩中に決算特別委員会の正副委員長の選出を行い、ご報告をお願いします。

午後1時01分休憩

午後1時04分再開

○議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に決算特別委員会の正副委員長の選出が行われましたので、その結果を事務局長より報告させます。事務局長。

○議会事務局長（新島 和貴君） 休憩中に決算特別委員会の正副委員長の選出が行われましたので、その結果をご報告いたします。

決算特別委員長に 5 番 大澤由香里議員、同副委員長に 2 番 伊藤秀人議員。

以上のとおり選出されました。

報告は終わります。

○議長（小峰 陽一君） 会期中に審査が終了するよう協力をお願いしたいと思います。

次に、日程第 18 報告第 4 号 奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価（令和 5 年度分）の報告について報告を求めます。教育課長。

〔教育課長 清水 俊雄君 登壇〕

○教育課長（清水 俊雄君） タブレット端末の報告第 4 号をお願いいたします。報告第 4 号 奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価（令和 5 年度分）の報告についてご説明いたします。

この報告は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定に基づき、奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を議会へ報告するものでございます。

それでは、報告書のページに沿ってご説明いたしますので、お願いいたします。

はじめに、報告書の 1 ページをお願いいたします。第 1 の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の実施について、第 2 の施策及び事務事業の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針についてにつきましては、この報告書を作成するに至った経緯、点検及び評価についての目的や実施方法につきまして 1 ページから 2 ページに記載しております。

次に、3 ページをお開きください。第 3 につきましては、奥多摩町教育委員会の令和 5 年度活動状況についての報告で、教育委員会定例会及び臨時会の会議内容、学校行事、外部への視察等、活動内容につきまして 3 ページから 6 ページに記載しております。

次に、7 ページをお開きください。第 4 といたしまして、教育委員会が令和 5 年度に取り組みました教育行政の基本となる教育目標及びこの目標を達成するための 5 つの基本方針を 7 ページに記載しております。

次に、8 ページをお開きください。第 5 といたしまして、第 4 で掲げました 5 つの基本

方針に基づき取り組みました教育施策として 23 の重点項目をそれぞれの基本方針ごとに 8 ページから 9 ページに記載しております。

次に、10 ページをお願いいたします。第 6 といたしまして、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の令和 5 年度点検及び評価を 10 ページから 25 ページに掲載しており、第 5 で定めました 23 の重点項目ごとに各分野で取り組みました具体的な事務事業について点検し、自己評価しております。

次に、少し飛びまして、26 ページをお願いいたします。第 7 といたしまして、点検評価に関する点検評価有識者からの意見を 27 ページから 32 ページに掲載しております。

それでは、ページをお戻りいただきまして、報告書 2 ページをお願いいたします。評価基準につきましてご説明いたします。

評価基準につきましては、下段の別表に記載しております。それぞれの施策、事務事業ごとに点検結果について記号を用いて評価しております。二重丸は、事務事業の取組が順調に行われている、丸は概ね順調である、三角はやや順調でない、バツは順調でないという評価でございます。その点検結果の右側には、それぞれの事務事業についての取組概要等を記載しております。

次に、10 ページをお開きください。この表では、基本方針 1 の重点項目 1 につきまして評価しております。表中の最初の施策・事務事業名、人権教育の推進と教員の意識の向上につきましては、点検結果といたしまして丸の概ね順調に実施している。次の自然体験、社会体験の推進につきましては、二重丸の順調に実施しているという自己点検結果となっております。以降 25 ページまでそれぞれの基本方針で定める重点項目に沿って実施した施策、事業名につきまして同様に評価しておりますので、後程ご覧いただければと思います。

なお、点検結果評価につきましては、令和 5 年度に実施した事業について令和 5 年度末であります令和 6 年 3 月の状況で評価しております。

次に、少し飛びまして 26 ページをご覧ください。教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 2 項の規定により、毎年その権限に属する事務の執行状況につきまして自ら点検及び評価を行い、これを教育に関し、学識経験を有する方の意見を聞くことが義務づけられており、その意見聴取の結果でございます。今回は、点検評価委員といたしまして、元教育委員であります大澤美和子氏と自治会連合会会長、学校運営協議会委員の加藤竜也氏のお 2 人をお願いいたしました。意見聴取をしている中で、教育委員会の事務事業の執行につきまして様々なご意見をちょうだいいたしましたので、その内容について掲載させていただいております。

全体的な評価といたしましては、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことにより、学校関係者、事務局職員の努力により、多くの施策・事務事業が目標どおり概ね順調に取り組まれている。また、自己点検結果についても妥当な評価がされていたと思える。一部で成果が上がっていない施策事業については、更に課題や問題点をしっかり見極めて事業内容の見直し等を行い、円滑な事業展開へ反映してもらいたいというものでありました。

項目別の意見といたしまして主なものを紹介いたしますと、基本方針の1、社会体験、自然体験の推進では、奥多摩の豊かな自然や特産物、伝統文化を教材として取り組んでいるということで、地域を知っていただくことにより子どもたちが郷土愛を育むことにも繋がり、次世代の人材育成の面でとてもよい取組だと思うので、今後も継続し、子どもの印象に残るよう様々な工夫を凝らし、児童・生徒が奥多摩に興味を持てるような取組を考えていただきたい。

次に、28 ページをお願いいたします。下段のほうの基本方針2、4つ目、教育施設整備事業では、タブレット型端末の導入によって事業の進め方が大きく変わったと感じており、その中で、児童・生徒はICT環境になじんでいる。黒板の使い方も参考とさせていただいたが、今後はどのような方法がいいのか、教員の負担軽減にも繋がることも含め検討し、進めていただきたい。

次に30 ページをお開きください。中段の基本方針3の2つ目、ニュースポーツの普及では、今年はオリンピック・パラリンピックが開催される年であり、スポーツに目が行く時期であると考えられるので、ニュースポーツなどをはじめ、スポーツ全般で引き続き普及を推進していただきたい。また、スポーツフェスティバルの一環で、子どもだけではなく、高齢者も一緒にできるようなスポーツも検討していただきたい。

次に、32 ページをお願いいたします。上段の基本方針5、指定文化財等整備事業補助金の交付、文化財の公開、活用の推進では、文化財の公開、活用の推進については、小河内の鹿島踊りがユネスコ無形文化遺産に登録されたことや川野の車人形が国の重要無形民俗文化財に指定されたことにより町の文化財の価値が高まった。今後も広く一般の方へ普及に努めていただきたいとのご意見をいただきました。

以上、令和5年度分の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の概要につきましてご報告いたしました。教育委員会では、この報告書を図書館等の施設で公表し、住民皆様からもご意見をいただき、点検評価委員からちょうだいしたご意見とともに、これからの教育行政の適正な事務管理と執行に生かしていきたいと考えており

ます。

以上で、報告第 4 号 奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価（令和 5 年度分）の報告についての説明を終わります。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、報告は終わりました。

次に、日程第 19 議案第 51 号 奥多摩町教育委員会の委員の任命の同意を求めることについてを議題とします。

ここで審議対象者の配偶者となる観光産業課長より退席の申出がありましたので、観光産業課長には審議が終了するまで退席を許可します。

〔観光産業課長 大串 清文君 退席〕

○議長（小峰 陽一君） これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 山宮 忠仁君 登壇〕

○総務課長（山宮 忠仁君） タブレット端末の議案第 51 号をご覧ください。議案第 51 号 奥多摩町教育委員会委員の任命の同意を求めることについて提案のご説明を申し上げます。

下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 号第 2 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所でございますが、東京都西多摩郡奥多摩町大丹波 733 番地 5。氏名、大串千代。生年月日、昭和 47 年 5 月 18 日生まれでございます。

理由でございますが、教育委員会委員、大串千代氏が令和 6 年 9 月 30 日をもって任期満了となるので、その後任として大串千代氏を教育委員会委員として任命いたしたく、議会のご同意を求めるものでございます。

次に 2 ページの略歴書をご覧ください。只今申し上げた大串千代氏の学歴、職歴、公職歴及び免許・資格等につきましては略歴書のとおりでございますが、学歴は、平成 8 年 3 月に東京学芸大学教育学部小学校教員養成課程理科選修を卒業し、職歴は、平成 8 年 4 月 1 日から平成 12 年 3 月 31 日までの間、社会福祉法人杉樹会常勤職員、以後、東京理科大学教育課程指導室非常勤講師などを経て、平成 29 年 5 月 23 日からは、日の出町立大久野小学校において学習支援員を勤めており、現在に至っております。

次に、公職歴では、令和 5 年 10 月 1 日から奥多摩町教育委員会委員として現在に至っており、次の免許資格では、平成 8 年 3 月 31 日付で小学校教諭一種免許状、中学校教諭一種免許状（理科）並びに高等学校教諭一種免許状（理科）を取得したほか、次のページに記

載のとおり、各種の免許状及び保育士資格を取得しております。

教育委員会委員の任命に当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないと定められておりますが、大串氏は中学校に在学中の子どもがおり、保護者の立場からも引き続き教育行政にご指導・ご助言をいただけるものと考えております。

以上、ご説明いたしましたとおり、大串氏は、人格が高潔で、教育に関して識見を有しており、教育委員会委員として適任でございますので、議会のご同意をお願いするものでございます。

以上で、議案第 51 号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第 51 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 51 号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第 51 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、これより採決します。

なお、採決は無記名投票により行います。

議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（小峰 陽一君） 只今の出席議員は 8 名であります。

次に、開票立会人を指名します。会議規則第 30 条第 2 項の規定により開票立会人に 2 番 伊藤英人議員、3 番 森田紀子議員を指名します。

投票用紙を配布させます。

投票用紙の配布漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（小峰 陽一君） 異常なしと認めます。

只今から投票を行います。日程第 19 議案第 51 号 大串千代君を奥多摩町教育委員会委員に任命することについて、これに同意することを可とする議員は賛成に、否とする議員は反対を表し、投票箱に投票願います。

それでは、1 番 榎戸雄一議員から順次投票をお願いします。

（投票）

○議長（小峰 陽一君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

続いて、開票を行います。2 番 伊藤英人議員、3 番 森田紀子議員に立会いをお願いします。

（事務局開票作業）

○議長（小峰 陽一君） それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 8 票。有効投票数 8 票、無効投票数 0。有効投票中、賛成 8 票、反対 0 票。

以上のとおり賛成多数であります。よって、奥多摩町教育委員会委員に大串千代君を任命することについては、これを同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解いてください。

（議場開鎖）

○議長（小峰 陽一君） 退席している観光産業課長に着席を求めます。

〔観光産業課長 大串 清文君 着席〕

○議長（小峰 陽一君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

なお、本会議 2 日目は、明日 9 月 4 日午前 10 時より開議しますので、ご承知おきください。

本日は、これにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後 1 時 28 分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員